

令和2年第3回（通算第120回）
当別町都市計画審議会議案

日 時 令和2年11月17日（火）

14時00分

場 所 当別町役場 第2庁舎

当別町都市計画審議会

審 議 会 次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 町長挨拶

4. 議 事

(1) 審議事項

一、当別町都市計画マスタープラン「改訂版」(素案)について

5. そ の 他

6. 閉 会

(1) 審議事項

一、 当別町都市計画マスタープラン「改訂版」(素案)について

平成14年に策定し、平成24年度に見直しを行った都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく、市町村策定の都市計画に関する方針(当別町都市計画マスタープラン)について、当別町第6次総合計画の策定等、上位計画や社会情勢の変化に伴い、見直しを行い、改訂版として策定するため、その案について意見を求めるものであります。

当別町都市計画マスタープラン「改訂版」(素案)について・・・・・・・・(別冊)

都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

令和2年第3回
当別町都市計画審議会（別冊）

- ・当別町都市計画マスタープラン（改訂版）修正一覧について・・・（資料1-1）
- ・当別町都市計画マスタープラン（改訂版）（素案）・・・・・・（資料1-2）

当別町都市計画審議会